

兵庫区総務部地域協働課 調査担当事務に係る 会計年度任用職員（特定事務・フルタイム）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

- ・選挙事務（選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務、選挙残務整理等）
※令和7年度は参議院議員選挙・神戸市長選挙が執行される予定です。
- ・統計調査事務（国勢調査資材準備、説明会補助、調査票回収・整理・審査事務補助）
※令和7年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。
- ・防災事務（災害対応業務、防災訓練等）
※防災指令が発令された場合は、時間外（休日）勤務、深夜勤務（宿泊）の可能性がります

3. 応募資格

- ・接客・電話対応業務の経験があること。
- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の操作ができること（資格不問）。
- ・柔軟なコミュニケーション能力を有し、関係者との円滑な連携・調整、適切な市民対応ができること。
- ・区役所等において市民対応、選挙事務、統計事務の経験がある方が望ましい。
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（再度任用の予定はありません。）

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：約26.1万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

年収：約392万円

(2) 諸手当等

期末手当・勤勉手当（年間約78万円）、時間外勤務手当、通勤手当等

(3) 勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩60分）・週5日（38.75時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市兵庫区総務部地域協働課（調査担当）

(7) 福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

※書類選考結果および面接時間は、面接日の2日前までにご連絡します。

※面接について

日時：令和7年3月7日（金）10:00～16:00（左記時間のうち30分程度）

場所：兵庫区役所8階801会議室

7. 問い合わせ・書類提出先

〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号（兵庫区総合庁舎8階）

兵庫区総務部地域協働課（調査担当）

電話（078）511-2111（代表）内線205

※平日9:00～17:00時まで受付（12:00～13:00を除く）

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

※携帯電話番号・Eメールアドレスがあれば記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和7年3月4日（火）必着

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。